

第3章

“ともに取り組む” 具体的方策

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～		
(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給		
① 福祉サービスの充実	(掲載ページ)	27
② 包括的な相談支援体制の整備		28
③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化		29
④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止		30
(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保		
① 権利擁護／虐待防止の取り組み		31
② ユニバーサルデザインのまちづくり		32
③ 地域での居住の安定確保への支援		33
④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開		34
2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～		
(1) 市民が参画できる仕組みづくり		
① 市民が参画しやすい環境整備		35
(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策		
① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり		36
② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり		37
③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進		38
④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開		39
⑤ 学校を拠点とした地域交流		41
(3) 市民の活動が定着するための方策		
① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進		42
② 地域ボランティア活動の促進		43
3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～		
(1) 新たな仕組みや取り組みを創出するネットワークの構築 (区単位のネットワーク)		
① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応		44
② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり		46
(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 (身近な地域におけるネットワーク)		
① 地域における多様な主体による協議の場づくり		47
② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携		48
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援		49
④ 医療・福祉の幅広い連携		50
(3) プラットホームを活用した福祉課題への取り組み		
① 「地域支え合い活動」の充実		51
② 災害時における要援護者への支援体制の整備		52
4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～		
(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり		
① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開		53
② 多様な働き方の確保		54

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給

① 福祉サービスの充実

《現状と課題》

- ◇ 福祉に関連する各サービスについては、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられるよう、神戸市障がい者保健福祉計画や神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画、新・神戸っ子すこやかプランなどにより、それぞれの分野での施設整備など基盤整備を進めてきました。
- ◇ 少子・超高齢社会が進行していく中で福祉サービスなどの利用者は増大しており、市民が安心して暮らせるように制度外の福祉サービスも含めた福祉サービスの量と質の確保が必要となります。
- ◇ 市民のニーズに対応できるよう、福祉サービスを提供する事業所等の運営体制の強化や、事業に携わる人材の確保・育成が求められています。
- ◇ 市民が福祉サービスを利用するためには、福祉に関する情報を容易に入手できる仕組みづくりが必要です。
- ◇ 福祉情報の入手方法は、年齢別、世帯別等によって異なるため、「情報格差」が生じることのないよう、適切な提供方法が求められます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 国や県、地域の動向を踏まえながら、それぞれの計画等の目標に応じたサービス基盤の整備に取り組み、サービスの提供にあたっては、行政・事業者・NPO・地域住民組織等との連携によりできる限り隙間をつくらないようにしていきます。
- ◆ 事業者等に対する各種研修を充実させ人材育成の支援を行うとともに、指導監査等の実施により適切な運営を図り、サービスの質の向上に取り組みます。
- ◆ 国や県との役割分担のもと、福祉サービスを提供する人材の確保や定着の支援に取り組んでいきます。
- ◆ 適切な福祉サービスの利用に結びつけることができるよう、各担当課等でそれぞれ作成するリーフレットや、「広報紙KOBÉ」などの紙媒体に加え、メール、インターネットを活用した情報提供など、様々な媒体を活用し、より多くの市民に効果的に提供していきます。

② 包括的な相談支援体制の整備

《現状と課題》

- ◇ 市では区役所をはじめ、あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターなど、個別・専門的な福祉・保健等の相談支援を行う専門機関を、その目的に応じて、市や区、中学校区などを単位として配置し、福祉分野ごとの相談支援体制を充実させてきました。
- ◇ また、住民にとって身近な場所にある地域福祉センターにおいて福祉情報の提供を行っており、地域によっては簡単な相談を実施しているところもあります。
- ◇ さらに平成 27 年度より新たに区役所に「暮らし支援窓口」を設置し、生活に困っている人から、年齢や世帯構成に関わらず幅広く相談を受けています。
- ◇ しかし、多様化・複雑化する課題に対しては、複数のサービスを組み合わせたり、福祉分野だけでなく、生活全般に関連して解決していく必要があるなど、福祉分野ごとの機関によるアプローチだけでは十分な対応ができないことがあります。
- ◇ また、専門機関への相談方法がわからない人、自らは相談に行きたくない人、本人に課題があると理解に至らない人など、社会的に孤立している人の支援を行うためには、地域に出向き、情報を集めて状況を把握するといった、支援を行う側が早期に、かつ積極的に接点を見つける努力が求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 「暮らし支援窓口」や地域福祉ネットワークを中心とした庁内、区役所内、関係機関や民生委員、社会福祉法人、事業者等との連携により、切れ目のない相談体制と、様々な福祉課題に対応できる仕組みを構築していきます。
- ◆ 地域福祉ネットワークは日常的に地域に出向き、地域住民と協働して様々な生活課題を発見し、専門機関へつなぎ、支援に結びつけます。



③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化

《現状と課題》

- ◇ 福祉サービスを適切に提供する上で、個人の健康や生活の状況といった個人情報が必要になることがあります。
- ◇ 福祉関係者は多数の利用者やその家族に関して、他人が容易には知り得ないような個人情報を知り得る立場にあります。
- ◇ 個人情報の取扱いには配慮が必要ですが、充実した福祉サービスの提供や地域福祉活動の推進のためには、地域の関係者や団体がお互いに個人情報をどのように共有していくかを考える必要があります。
- ◇ 社会保障・税・災害対策の行政手続きで「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の利用が始まり、個人情報の適正な取扱いがより一層求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、支援を行うために必要な情報共有のあり方について検討していきます。
- ◆ 地域の関係者や団体の間で適正な方法で個人情報が共有されるよう、関係者に対する研修を行い理解を深めます。
- ◆ マイナンバー制度を活用し、現在様々な部署で対応が困難となっている社会的な課題に対し、組織的・システム的に対応できないかの検討も含め、利用者サービスの向上と個人情報の適正な管理等に努めます。

④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

《現状と課題》

- ◇ 社会経済情勢の変化に伴い、将来生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、早期に包括的に支援を行い、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立を支援できるよう「生活困窮者自立支援法」が制定されたところです。
- ◇ これに伴い、市では「暮らし支援窓口」を各区に設置し、あわせて、基礎能力の形成や就労体験の提供などを行う就労準備支援事業、一時的な宿泊場所等を提供する一時生活支援事業、一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を行い、様々な生活困窮に関する課題に対し自立のための支援を提供しています。
- ◇ 「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、生まれ育った環境で子どもの将来が左右されることのないよう、教育支援などを通じて貧困の世代間連鎖を防止するよう求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 「暮らし支援窓口」や地域福祉ネットワークを中心とした関係機関等との連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し、支援につなげていきます。
- ◆ 生活困窮者に対する支援をより一層効果的に行うため、支援メニューの充実を図り、生活困窮者一人ひとり、または世帯の状況に応じた寄り添った支援を行います。
- ◆ 市営住宅について、住宅困窮度の高い世帯への確に住宅を提供するとともに、一部の住宅については若年単身世帯への提供を行います。
- ◆ ひとり親家庭に対して、生活・仕事・学び・住まい支援や相談体制の整備等、様々な方策で自立支援を推進します。
- ◆ 学力の育成支援として、学校では、確かな学力の育成に向け放課後学習の実施など、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導に取り組み、学力の定着・向上を図るとともに、学校外では、生活困窮世帯等に対して、子どもの学習支援やその保護者に対する養育支援を行います。
- ◆ これらの事業の実施にあたっては、関係部局間の連携強化を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

① 権利擁護 / 虐待防止の取組み

《現状と課題》

- ◇ 判断能力が不十分な人が安心して地域生活を送ってもらえるよう、市では、こうべ安心サポートセンターを設置して、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の相談などを行っています。
- ◇ 今後、一人暮らしの認知症高齢者や障がい者がますます増加していくなか、これらの権利擁護事業に対するニーズも高まっていくことが予測されます。
- ◇ 神戸市成年後見支援センターでは、現在第三者後見人として注目される「市民後見人」の養成を行っており、市民後見人としての受任実績を伸ばしているほか、区役所での成年後見相談室における相談業務など活動の幅を広げています。
- ◇ 子ども、高齢者、障がい者の虐待の防止や配偶者からの暴力の防止等に関する法整備が進んでおり、権利擁護に関する社会的な要請が高まっています。
- ◇ 虐待はその多くが、家庭や施設の中で行われるため、発見されにくく、しかも虐待者が保護者や養護者、使用者（雇用主など）であるために自らが逃げたり、救いを求めることが大変難しいのが実情です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）など、多様なニーズに合った支援につなげていくとともに、成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、さらには申立の支援などを行っていきます。
- ◆ それらの活動を支援するための組織体制の確保も検討していきます。
- ◆ 今後は、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職後見人や、成年後見制度に関わる活動を行う様々な団体と課題解決に向けた検討の場を設け、役割分担や連携を図っていきます。
- ◆ 子ども・高齢者・障がい者への虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する実態を把握し、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

《現状と課題》

- ◇ 市では、年齢・性別・文化・国籍や民族、身体状況など人々が持つ様々な個性や違いを越えて、全ての人々が持つ力を発揮し、誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会を目指して、市民・事業者・行政が共通の理解と目標のもと、「ユニバーサルデザイン」(UD)～誰もが利用しやすいまちや建物、製品、環境づくり、及びサービスづくり～をハード・ソフト両面から進めてきました。
- ◇ 少子・超高齢社会を迎えた中で、日常的な地域での支えあいや市民一人ひとりの思いやりにあふれ、急増する高齢者をはじめ、子どもや障がい者、妊産婦、外国人など誰もが暮らしやすいまちづくりが不可欠です。
- ◇ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組みが求められています。
- ◇ コミュニケーション上の課題を抱えている外国人や、周囲の理解も進みつつありますがLGBT(性的少数者)と言われる人などマイノリティと称される人に対する支援が求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ ユニバーサルデザインの考え方を将来の神戸を担う子どもや学生に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。
- ◆ 「神戸市バリアフリー基本構想」の推進をはじめ、ユニバーサルデザインの理念のもと、旅客施設・建築物・道路・公園などのバリアフリー化により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ◆ 高齢者・子ども・障がいのある人・妊娠中の人などへの配慮の必要性や適正な支援方法について理解を深めるため、研修等の実施により、心のバリアフリーを進めます。
- ◆ 「障害者差別解消法」に基づき、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発事業、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じ紛争の防止・解決を図るための仕組みづくり、合理的な配慮が適切に実施できるための環境整備などの取組みを進めます。
- ◆ 外国人の日常生活などにおける多言語情報の提供の充実による情報提供の平準化、市民啓発によるマイノリティへの共感や共生への理解促進などを図ります。
- ◆ ダイバーシティ(多様性)を認め合う地域社会を目指します。

③ 地域での居住の安定確保への支援

《現状と課題》

- ◇ 住まいは市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤ですが、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯などについては、「身体の状態にあった住まいが少ない」、「経済的な問題から住環境を選べない」等の課題があり、それぞれの世帯の特性や課題に応じた施策が必要となっています。
- ◇ 市では、すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）において、住まいに関するあらゆる相談を行っていますが、高齢者、障がい者、外国人など、必要な住情報にアクセスしにくい市民もいるため、民生委員など地域の世話役やNPOなどの様々な支援組織等と連携した住情報の提供の仕組みを構築することが課題となっています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、特性に応じた住まいの確保、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援等に取り組めます。
- ◆ 郊外の市営住宅団地の再編などにあわせ、若年子育て用住宅を追加するなど、住宅セーフティネットの核としての市営住宅の機能充実に向けた取組みを進めます。さらに、民間賃貸住宅を住宅セーフティネットとして活用するための取組みもあわせて進めます。
- ◆ 住まいに関する情報を届けるネットワークづくりを進めるため、すまいるネットと地域住民組織・福祉サービスの専門機関・NPO等との連携による取組みを推進し、情報を入手しづらい市民への情報提供等に取り組めます。

④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開

《現状と課題》

- ◇ 住み慣れた地域で安心して生活をするためには、障がいがあっても、また介護が必要になっても、身近な場所で必要な福祉サービスを受けることができるとともに、自宅以外でも過ごすことのできる居場所が求められます。
- ◇ 同じ場所に子どもから高齢者、障がい者まで幅広い市民がともに集うことは、例えば高齢者が子どもから元気をもらい、子どもは高齢者からしつけやいたわりの気持ちなどを学ぶといった効果や、地域社会とのつながりを実感できる効果があり、これを共生ケアといいます。
- ◇ 専門サービスが増える中、地域によっては、例えば、高齢者サービスは充実しているものの、障がい者の活動場所・居場所が不足している、またその逆の地域もあるなど、地域ごとの違いがあるため、各種の福祉サービス拠点をそれぞれ新たに整備するよりも、既存のサービス拠点等を複数のサービスが利用できる共生型（多世代交流・多機能型）の拠点とすることが効率的であり、共生ケアの効果も期待できます。
- ◇ 市内においても共生ケアを志向する事業所等の広がりははじまっています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 地域の資源・拠点を多機能に展開でき、市民の利便性が向上する、共生ケアの取組みが進むよう支援策を検討していきます。
- ◆ また、取組みにあたっては地域住民、事業者、教育機関等と連携して進めていきます。

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

(1) 市民が参画できる仕組みづくり

① 市民が参画しやすい環境整備

《現状と課題》

- ◇ 「市民福祉条例」では、市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参加・参画していくことが求められています。
- ◇ 福祉の諸制度の流れが、市民に主体としての担い手となることを期待している今日においては、市民が担い手として地域福祉に「参加」するだけでなく、地域の福祉課題への対応について「参画」して意思決定を行っていくことが必要です。
- ◇ まずは、市民が地域の実情や課題を共有し、地域で合意形成を図ることができるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 市民一人ひとりの福祉に対する意識や地域福祉活動への参加・参画に対する意欲を高めるため、あらゆる機会においてその意義や必要性を伝え、当事者自身の参画や協働を促進させていきます。
- ◆ 地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行い、市民・行政をはじめとした多様な主体による協議の場への参画につなげていきます。

(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

《現状と課題》

- ◇ 地域活動において担い手が不足している中、地域の中で高齢者の果たす役割がますます重要になっています。
- ◇ 特に退職して間もない高齢世代は、地域福祉活動の重要な担い手としての活躍が期待されています。
- ◇ 生きがいや健康づくり、あるいは社会貢献したいといった理由から地域や社会への高い参加意欲を持っている高齢者は少なくありません。
- ◇ 健康は、家庭・地域・職場などの社会環境の影響を受けます。そのため、人とのつながりや支え合う関係をつくり、社会的な関係を充実させることは健康に良い影響を与えます。
- ◇ 高齢者は豊富な知識や経験を有していることから、それらを地域へ還元するなど、地域福祉活動への積極的な参加が求められています。
- ◇ 担い手になろうという気持ちが芽生えたときに、円滑に参加できるような仕組みが必要です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは健康寿命の延伸にもつながることを認識してもらうため、あらゆる機会を利用し、理解を深める働きかけを行います。
- ◆ 「健康こうべ21 市民推進員制度」を設けるなど、地域で健康づくりの輪を広げる活動を支援します。
- ◆ 高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活動・活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。
- ◆ セカンドキャリアの形成・推進として、シルバーカレッジを始めとした多様な研修の場、活動の場を充実させ、福祉活動のリーダーの育成、活動者の専門性の向上を図ります。

② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

《現状と課題》

- ◇ 若い世代は高齢者に比べて地域活動（ボランティア活動）に参加している人が少ないという現状があります。
- ◇ 近年「つながり」を求める若者は増えており、テーマ型のNPOを通じて地域活動に参加する若者が、顕在化しつつあります。
- ◇ 働き盛りの世代は、仕事や子育てに忙しい一方で、小中学校の保護者が中心となるPTA活動や子どものスポーツチームのコーチなど、子育て世代ならではの活動を行っています。
- ◇ 市では中学生を対象とした、「トライやる・ウィーク」の取組みがあり、その中にはボランティア・福祉体験活動もあります。また、市社会福祉協議会では中高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）の取組みも行われています。
- ◇ 神戸市では、市外から通勤・通学している人が多く、このような人についても今後は市民としてとらえていく必要があります。
- ◇ ボランティア休暇を取り入れる企業、学生の地域活動に対する単位取得の認定など若い世代が地域活動に参加しやすい環境が整いつつあり、市内で仕事や学業に関わる人(昼間人口)に対しても、会社や学校を通じた地域活動が期待できます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していきます。
- ◆ そのため、身近なくらしの課題について分かりやすく提供するなど、地域の課題を「見える化」する取組みを進めていきます。
- ◆ 小学生や中学生・高校生など次世代を対象とした地域とのつながりの大切さへの理解など福祉学習の推進に取り組みます。
- ◆ 市内の企業や大学等の組織に対し、活動時間が限られる勤労者や学生が地域福祉活動に参加しやすくなるための取組みへの理解と協力を働きかけます。

③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進

《現状と課題》

- ◇ 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設や介護老人保健施設、グループホーム等の施設・事業所（以下「社会福祉施設等」という。）は、施設での利用者サービスの向上に努めています。
- ◇ 介護保険制度の進展に伴い、高齢者向けの施設は年々増加し、特別養護老人ホームは、介護保険の日常生活圏域（概ね中学校区、78 圏域）のうち、59 圏域に設置されています。
- ◇ 保育や子育て支援に対するニーズに対応するため、教育・保育施設の整備や認定こども園への移行、小規模保育の拡充等を図るとともに、児童館事業の充実に努めています。
- ◇ さらに、障がい者の地域生活を支援するグループホームの整備が進んでいます。
- ◇ 社会福祉施設等の中には、地域住民向けにサークル等の場所を提供したり、行事を開催するなど身近な相談場所や居場所といった施設利用者へのサービス提供だけでなく、地域と連携した取組みが増えています。
- ◇ 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域社会への貢献が制度化されます。社会福祉施設等は、地域住民、区社会福祉協議会、行政等による話し合いの場（協議の場）で地域ごとに抱えている高齢化や子育て支援、あるいは社会的に孤立している人への対応などの課題を把握し、地域住民や地域住民組織と連携して行動することが期待されています。
- ◇ 現在、一部の区において区内の社会福祉法人が連携し、大規模公営住宅に顕在化した高齢化問題や、団地内における孤立の問題に対応するなど、地域課題への積極的な取組みが始まっています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 社会福祉施設等が、施設等の分野を超えた地域の身近な相談場所となるよう、地域の社会福祉施設等と協働した取組みの推進について検討していきます。
- ◆ 今後も、社会福祉施設等は、施設ごとの強みを生かし、インフォーマルサービスを充実させていくことが期待されており、行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応といった様々な地域福祉課題に取り組んでいきます。

④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開

《現状と課題》

- ◇ 地域の福祉活動、特例子会社の設立など障がい者就労への理解、区社会福祉協議会への参画など、市民福祉の主体として地域福祉に参加・参画している企業・事業所も少なくありません。
- ◇ また、地域社会の一員として企業も様々な社会的課題の解決に取り組むべきであるという考えのもとCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の取組みが広がりつつあります。さらに企業が本業を通じて社会的な価値をつくっていくというCSV（Creating Shared Value：共有価値創造の取組み）の取組みも始まっています。
- ◇ 地域の福祉課題が複雑多様化する中、地域の力に加えて、企業・事業所等との協働による取組みを進めていくことが必要です。
- ◇ NPOと企業が協働し、お互いの強みを生かして様々な社会課題の解決に取り組む事例も少なくありません。
- ◇ 市においても、高齢者の見守り活動等において、市と協定を結んだ協力事業者による地域福祉活動の取組みが広がりを見せています。
- ◇ 企業の従業員の中にも健康の課題や介護等の福祉課題を抱えている人がいます。企業の従業員の健康への配慮や、高齢者や障がい者の理解促進など地域福祉の意識の醸成を進めることも大切です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 地域の課題を企業のCSRやCSVと結びつけることができるよう、企業と協働で取り組むべき課題を把握し、必要な活動につなげるとともに、事業化が必要な場合はともに研究、検討を行っていきます。
- ◆ NPOと企業のさらなる協働を進める取組みを検討していきます。
- ◆ 企業の社員研修等を通じ、地域福祉の意識の醸成やセーフティネットを支える市民意識の醸成を図ります。
- ◆ 企業の従業員が働いている時期の健康管理はもちろん、退職後も視野に入れた健康づくりの環境を企業や行政が整備していけるよう、地域保健と職域保健の連携を強化し健康経営の考え方の浸透を進めます。

コラム



神戸市介護予防マーク

「こうべ元気！いきいき！！プロジェクト（介護予防カフェ）」

市では、高齢者が元気に暮らし続けるための介護予防を推進することを目的として、民間事業者（ネスレ日本株式会社）と連携協定を締結し、「こうべ元気！いきいき！！プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトの一つである介護予防カフェでは、地域住民が主体となり、高齢者が集まる場所や機会に、民間事業者から提供されるコーヒーマシンをツールとして、コーヒーを飲みながら高齢者が語り、介護予防に関する健康情報なども得ることができる「つどいの場」となっています。

介護予防カフェは、現在市内で約60か所（平成28年1月現在）に広がっています。「この地域で何かしたい」「楽しみながら、自分も安心して暮らせる地域にしたい」といった思いを持って取り組まれている地域での活動を応援しながら、公民連携を深めていきます。



⑤ 学校を拠点とした地域交流

《現状と課題》

- ◇ 学校施設を拠点とした地域活動では、PTA活動に参加した保護者が引き続き地域の活動に参加するケースもあるなど、地域人材の交流の場となっています。
- ◇ また、子どもが地域と関わる機会を持つことで、地域に対する愛着や誇りが育まれ、成人後もふるさとへの思いを持ち続けようとする気持ちの醸成にもつながります。
- ◇ 地域主体の生涯学習が学校施設を拠点として行われることで、子どもやその保護者と地域活動を行う高齢者等が世代間交流するなど、地域のつながりが生まれます。
- ◇ 学校の防災教育では、地域と合同の防災訓練や、地域の方が講師となって指導していただく機会を設けています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 学校施設が地域主体の生涯学習の拠点となるよう運動場や教室等を開放し、地域の子どもから高齢者までが集い交流する機会をつくっていきます。
- ◆ 地域による防災学習の取組みとして、学校・家庭・地域が連携する相乗効果により、地域（防災）力の向上を目指します。



(3) 市民の活動が定着するための方策

① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進

《現状と課題》

- ◇ 地域では自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、民生委員、老人クラブなど様々な既存の団体がボランティア活動を展開しています。
- ◇ このような既存団体のボランティア活動が継続できるような取組みも必要です。
- ◇ また、神戸では、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災を契機にたくさんのNPOが生まれ、様々な地域課題を解決する担い手として活躍してきました。
- ◇ 現在、約760のNPO法人があり、その活動については多様ですが、その中でも、行政によるサービスや公的財源が届きにくい、制度の隙間で市民の福祉ニーズに寄り添い、小規模ながら主体的に公共公益的サービスを提供している団体が多くあります。
- ◇ さらに、法人格を持たず、実態を把握できていない団体も数多くあります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 既存の団体等の事業内容が支援を必要としている人々に適切に結びつくよう情報提供などについて工夫していきます。
- ◆ また、長期間ボランティア活動をされている人の取組みを評価するイベントの充実など、活動が継続できる支援を行っていきます。
- ◆ NPO等と行政の協働を進めるため、協働の意義や事例周知など庁内研修を充実していきます。
- ◆ NPO等が提供している良質なサービスがより広がるように、また市民が受けたいと思うサービスをより増やせるように、NPO等と協働による取組みを進めます。
- ◆ 庁内で連携して、NPOを地域団体に紹介する取組みを行います。
- ◆ 地域団体とNPOとの協働事例の紹介等を行うとともに、地域団体とボランティアの連携を検討していきます。
- ◆ 法人格を持たない草の根的な団体についての実態把握や支援策を検討していきます。

② 地域ボランティア活動の促進

《現状と課題》

- ◇ 地域福祉活動は、多くの地域住民のボランティア活動で支えられており、地域福祉の取組みを進める上でボランティアの力はなくてはならないものです。
- ◇ 区社会福祉協議会ボランティアセンターではボランティア入門講座等を開催し、参加機会の提供などを行っています。
- ◇ また、これまでのボランティア活動はあまり対価を求めることなく、多くは無償で行われてきましたが、交通費程度の報酬があるボランティアや活動に応じたポイントの付与など有償型の活動も広がりを見せています。
- ◇ ふれあいのまちづくり協議会を通じ、利用者に負担金をいただきながら、ちょっとした困りごとをお手伝いする「ちょっとボランティア運動」を行っている地域もあります。
- ◇ ボランティア活動に少しの対価が支払われることで、無償で支援を受けることに負担を感じないといった受け手と担い手間でのより良い関係が形成されやすく、活動が長続きすることから、有償型の活動は多様な形で増えてきています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 身近な地域福祉センターなどにおいて、地域福祉やボランティアの講座を開催するなど、イベント、体験などの行事を通じて幅広い層の人々がボランティア活動に対する関心を持てるような取組みの機会を充実させていきます。
- ◆ ボランティアの講座や研修を受けた人が円滑な活動につなげることができる取組みを強化していきます。
- ◆ 今後高齢化の進行に伴い、さらに多くの担い手が必要となってくることから、有償型のボランティア活動のあり方を検証し、地域ボランティア活動に参加しやすい条件の整備について検討を進めていきます。

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（区単位のネットワーク）

① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応

《現状と課題》

- ◇ 既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題は、市民が事業者・行政といった多様な主体とともに話し合いを通じて意思決定し、施策に反映していく必要があります。
- ◇ 区社会福祉協議会は、民生委員をはじめとした地域の地縁組織と関係が深く、また、住民、専門機関・団体、区内の社会福祉法人や事業者などを結び、活動・事業を広げる役割を担っており、これまでも区レベルの福祉課題の集約に努め、地域に密着した事業展開を実施してきました。
- ◇ 区社会福祉協議会をはじめとして生活課題を抱える人やその支援に携わる人など多様な主体がネットワークを構築した上で、地域福祉課題を解決するための新たな仕組みや取組みについて協議する場（プラットフォーム）を設ける必要があります。
- ◇ 現在、福祉制度上設置が求められつつある協議の場として、介護保険や社会福祉法の改正に伴って要請される「協議体」や「地域協議会」がありますが、これらについても区社会福祉協議会が中核的な役割を果たしながら、地域課題の新たな解決策を生み出していくことが期待されます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 区社会福祉協議会が、新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（地域福祉のプラットフォーム）の中核的役割を果たせるよう、市及び区政においても体制の強化に向けた支援等を行い、連携を深めていきます。
- ◆ 開かれた区社会福祉協議会となるよう、区社会福祉協議会のガバナンスの強化及び市社会福祉協議会の調整力の発揮に向けた取組みを支援していきます。

「地域福祉のプラットフォーム」

(イメージ図)



② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり

《現状と課題》

- ◇ 複雑・多様化する地域課題に対応していくためには、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。
- ◇ 各区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワークワーカーは、このネットワークづくりの中心的な役割を期待されています。
- ◇ 地域福祉ネットワークワーカーは、これまで地域の特色や課題に応じ、地域団体や専門機関等との関係づくり、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関との関係づくり、新たな担い手の発掘など、関係者とのネットワークを構築し、課題を共有しながら、分野を超えた連携づくりを行ってきました。
- ◇ これまでに構築した既存のネットワークも生かしながら、今後も潜在化するニーズの把握や、様々な相談に対応する支援の仕組みづくりが求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 地域福祉ネットワークワーカーをはじめとした区社会福祉協議会により多くの情報が集まる仕組みづくりや円滑で柔軟な支援ができるような体制づくり、また地域福祉ネットワークワーカーの人員体制の拡大についても検討をしていきます。
- ◆ 地域で解決できない地域課題を区レベルの施策の反映につなげていきます。
- ◆ それぞれの主体同士が容易につながるよう、多様な主体の「見える化」の仕組みづくりを検討していきます。
- ◆ ネットワークを構築することに加え、ふれあいのまちづくり協議会など地域団体と専門機関、あるいは専門機関同士が自ら課題解決を図ることができるような支援、NPO等や社会福祉法人など多様な主体が自ら調整役となってネットワークを構築することができるような支援を行っていきます。
- ◆ ハード・ソフトの両面で、地域の資源が広がるような支援を行います。



垂水区内の社会福祉法人が平成27年3月に法人種別を超えて連携し、「垂水区社会福祉法人連絡協議会」を立ち上げました。復興住宅「ベルデ名谷」において、区社会福祉協議会がイベントを企画し、社会福祉法人と住民有志スタッフ、大学生ボランティアと一緒に、住民との交流を図りました。

(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築

(身近な地域におけるネットワーク)

① 地域における多様な主体による協議の場づくり

《現状と課題》

- ◇ 福祉サービスの利用の支援やふれあいのまちづくり協議会による給食サービス、ボランティアによる見守り活動など、一人ひとりの生活を支えるために、行政・事業者・関係機関・ふれあいのまちづくり協議会をはじめとした地域団体・民生委員など多くの人が支援を行っています。
- ◇ 一人ひとりの個別支援から生じる課題を、同じ問題が生じないよう地域課題としてとらえ、身近な地域のネットワーク内で解決していく取組みが必要です。
- ◇ 地域福祉ネットワークなど、区社会福祉協議会のコーディネーターが中心となり、専門機関、ふれあいのまちづくり協議会、民生委員など、地域の参画を得て、支え合い活動等で把握した課題への対応策を検討する場を設ける必要があります。
- ◇ 地域の高齢者にかかる課題についての協議の場としてあんしんすこやかセンターごとに地域ケア会議が行われています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 様々な地域の課題に対応するため、必要に応じて、地域における協議の場づくりを行っていきます。
- ◆ ネットワークで見い出した共通する個別課題を地域課題ととらえて、関係者で共有し、できるだけ早い段階で発見できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区レベルの施策の反映につなげていきます。

② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

《現状と課題》

- ◇ ふれあいのまちづくり協議会（192 団体）は、概ね小学校区をエリアとし、エリア内の自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、子ども会等の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉センターの管理運営とともに、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施しています。
- ◇ ふれあいのまちづくり協議会には、様々な地域住民が参加していることから、地域の福祉・交流活動を通じ、支援を必要とする人の早期発見や様々な地域福祉課題の把握が期待されます。
- ◇ 全ての市民が住み慣れた地域で暮らしていくためには、それぞれの地域における潜在的な福祉ニーズを把握し、既存の制度だけでは解決に結びつかない課題については、地域住民を主体とした解決の仕組みづくりや支え合いの仕組みづくりが必要です。
- ◇ ふれあいのまちづくり協議会だけで解決に結びつけることが難しい場合は、把握した情報を分野ごとの専門機関や区役所・社会福祉協議会等につなげていく機能も求められます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 近隣住民がちょっとした異変に気づいたときに、ふれあいのまちづくり協議会などに円滑につながる仕組みを構築していきます。
- ◆ 福祉に関する困りごとを地域福祉センターで相談できる場づくりや、比較的軽度な困りごとやニーズに対しお互いが助け合う仕組みづくりについて、引き続き取組みを進めます。
- ◆ ホームページの活用など、ふれあいのまちづくり協議会の活動を「見える化」し、市民にふれあいのまちづくり協議会の役割を認識してもらいます。
- ◆ 担い手不足など課題を抱えるふれあいのまちづくり協議会には、区社会福祉協議会やNPOなどが活動を支援していく環境づくりを図っていきます。

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

《現状と課題》

- ◇ 民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされており（民生委員法第1条）、地域の要支援者等の訪問や相談など、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手であり、市には 2,462 名がいます（主任児童委員を含む。平成 27 年 9 月 1 日現在）。
- ◇ 民生委員は、住民からの相談や訪問活動、様々な地域団体の活動等により発見・把握された支援を要する人を公的機関等につなげます。
- ◇ また、地域でのサポートが必要な人について、専門機関や地域団体等と民生委員が連携、協力して地域での見守り活動を行っています。
- ◇ このように民生委員は、地域福祉の推進において重要な役割を果たしていますが、高齢者の増加や新たに生活困窮者自立支援、災害時要援護者支援、児童虐待に対する相談など、民生委員活動への期待はますます高まっています。
- ◇ 一方で、地域住民の抱える生活上の課題は複雑・多様化してきており、相談内容の多様化や各種証明事務の負担の増加などにより、民生委員のなり手が不足している状況です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 民生委員は、これまでも地域の中できめ細やかな福祉活動を担っていますが、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるよう、研修の充実を図るとともに、地域の住民組織・団体、専門機関、社会福祉協議会、行政その他関係機関の支援、ネットワーク強化の取組みを進めることにより、民生委員の活動を支援していきます。
- ◆ さらに、社会福祉協議会、行政その他機関は、民生委員制度やその活動の役割を住民に対して積極的に明らかにして、民生委員制度に対する理解を促進させるなど住民との信頼感を向上させることにより、民生委員が活動しやすい環境づくりを進めていきます。

④ 医療・福祉の幅広い連携

《現状と課題》

- ◇ 高齢化、障がい者の地域生活の進展、在宅医療の進展などに伴い、地域で医療・福祉サービスを必要とする人が、ますます増加しています。
- ◇ 特に今後増え続けていく認知症高齢者等に対応するためには、早期に認知症の診断を受け、早期に適切な医療や介護サービスにつなげるなど総合的な支援が重要となります。
- ◇ 地域の医療資源や福祉サービスは、地域によって利便性に偏りがあるなど利用者のアクセシビリティの問題があります。
- ◇ 地域の医療機関では、利用者本位かつ適切な医療の提供に努めていますが、医療・福祉ニーズを有する市民が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つためには、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、行政、地域住民組織等の連携が必要です。
- ◇ 今後、地域包括ケアシステムの構築を図る中で、関係者間の情報連携や人材育成の面における連携も重要になります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 日頃から、支援者（団体）同士が関わる場を充実させることで、医療・福祉サービスを要する市民に対し、相互連携による適切な配慮を行います。
- ◆ 在宅で医療ケアを必要とする子どもから高齢者、障がい者まで、全ての人ができる地域の医療資源や福祉サービス等の情報を、必要に応じて提供できる仕組みなどを検討します。
- ◆ 病院と地域の医療・福祉等関係機関との連携により、市民に入院時から地域生活の継続を目指す医療・看護・リハビリテーションが提供され、退院後はこれらの専門職が、民生委員・地域住民組織やNPO、さらに、区役所・区社会福祉協議会等と連携し、在宅医療・看護・リハビリテーション・福祉サービス・見守り・支え合い活動等につながる仕組みを構築していきます。
- ◆ 認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図っていきます。
- ◆ 「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」を設置し、地域の医療・介護関係者の一層の連携強化を目指していきます。
- ◆ 大きな災害などの際において、市民が必要な医療・福祉サービスを受けられるよう、地域で支援を要する市民の情報共有の仕組みを検討します。

(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み

① 「地域支え合い活動」の充実

《現状と課題》

- ◇ 市では、高齢者の身近な総合相談窓口として、概ね中学校区ごと（市内 76 カ所）に設置している「あんしんすこやかセンター」に、地域支え合い推進員を配置し、民生委員やボランティア等と連携した訪問等による見守りとともに、住民同士で見守り合える地域づくりを目的としたコミュニティ支援を行ってきました。また、高齢化率の高い公営住宅に「あんしんすこやかルーム」を設置のうえ見守り推進員を配置したほか、市内のシルバーハウジングに生活援助員（L S A）を配置するなど市独自の体制による「地域見守り活動」を行ってきました。
- ◇ さらに現在では、新聞・宅配・ライフライン等の協力事業者による見守り体制も広がっています。
- ◇ 一方、地域には高齢者だけでなく高齢者と障がい者の世帯、近隣との交流に乏しく、閉じこもり・孤立化のおそれのある世帯、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けているが自ら相談できる状態にない人など、周囲の見守りや手助けなどの援助を必要としている人がいます。
- ◇ 今後は高齢者だけでなく、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う地域づくりを目的とした総合的なコミュニティ支援が求められています。
- ◇ 支援を必要とする人を孤独にしないように、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも、身近な居場所が必要です。
- ◇ 市民・事業者・専門職・行政がそれぞれの役割を再認識しながら、住民同士で見守り支え合える地域づくりを進めることが必要です。

これからの取組み・方向性

- ◆ これまでの高齢者の「地域見守り活動」は、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う「地域支え合い活動」に発展させていきます。
- ◆ ライフステージや施策に応じた居場所づくりの取組みを進めていきます。
- ◆ 市民・事業者・専門職・行政が協働して、地域における支援を必要とする人の実態に即した見守りのためのあらゆる手段を検討し、また活動の過程で見つけた地域福祉課題は新たな支援の仕組みづくりにつなげていきます。

② 災害時における要援護者への支援体制の整備

《現状と課題》

- ◇ 市民の安全な地域生活を確保する中で、災害時においても命を守り、健康を守ることは重要な課題です。
- ◇ 最近では、全国各地で地震や豪雨災害などが相次いでおり、大きな災害の危険は常にあると意識しておかなければなりません。
- ◇ 阪神・淡路大震災では、多くの犠牲者の中で特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障がい者が多くいたことが指摘されました。また、東日本大震災でも、要援護者への情報提供や避難、避難生活などの点において、対応が不十分な場面があったと言われています。
- ◇ 市では、平成 25 年 4 月、災害時に手助けが必要な方を支援していくため、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定しました。
- ◇ 市民は、阪神・淡路大震災の被災時に、人と人との日頃からのつながり・相手への思いやりの気持ちがいかに必要かつ有効であるかということを経験し、その気持ちを大切につないできています。そして、多くの地域では、防災福祉活動が積極的に取り組まれています。
- ◇ 今後、さらなる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる「共助」の仕組みが必要です。そして、その前提として、要援護者をはじめとした全ての市民が自分自身や家族の安全を確保する「自助」の取り組みが不可欠です。
- ◇ 災害時における避難所は譲り合い、助け合って生活していく場です。「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、特別な配慮が必要な人には、特別なスペースの提供や食事提供の優先など合理的な配慮により、適正な対応ができる社会を醸成する必要があります。

これからの取り組み・方向性

- ◆ 共助の仕組みづくりのためには、地域において、日頃の見守りや支え合いをもとに、要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切です。関係機関は連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、要援護者の個別の状況に配慮した取り組みができるよう支援していきます。
- ◆ 災害時においても、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、要援護者当事者の参画のもと、福祉避難室や福祉避難所での配慮のあり方について検討していきます。また、市は医療・看護・介護等の専門職による要援護者相談チームの組織化や拠点的機能をもつ福祉避難所の充実などの災害対応力の強化を図り、助かった命をつなぎ健康を守れるよう、新たな仕組みづくりを進めます。

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開

《現状と課題》

- ◇ 地域では、市民の暮らしを支えていくために、制度に基づき提供されるサービスに加え、それを互いに補完する市民の支え合いによるサービスが提供される仕組みが必要とされています。
- ◇ 例えば、高齢者等の生活を支えるごみ出しや買い物などの家事支援・子育て・引きこもり支援・外国人支援・防犯活動・公園管理など、制度の狭間の福祉ニーズや地域の課題に応えるサービスがあり、抱える分野も多様になっています。
- ◇ これらの課題を継続的に解決していくためには、活動に適度な事業性を加味することが効果的であるため、担い手は有償である仕組みになっています。
- ◇ 地域の課題解決に取り組むことで、参加する市民には社会貢献という満足感や生きがいが生まれ、地域にも安心がもたらされ、支え合いの精神に基づく小さくともやさしい「しごと」が循環し、有償ボランティアや雇用の創出も期待できます。
- ◇ 特に、家庭機能の脆弱化が進む中、高齢者や障がい者の生活に関するごみ出しや買い物など家事の手助けといった生活支援のニーズが高まっており、このニーズに応える様々な事業を行うNPO等（以下「事業者」という。）も増えてきています。今後、高齢者に対する生活支援サービスは介護保険制度の改正に伴い、新しく総合事業に位置づけられ、より一層の充実が期待されています。
- ◇ 多様な担い手が地域で市民に公共的なサービスを提供し、多くの市民の利益につながるよう、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要があります。

これからの取組み・方向性

- ◆ コミュニティビジネスに取り組む市民（個人）や事業者（団体）の活動がさらに広がるよう支援のあり方を検討し、推進していきます。
- ◆ 事業者が地域と協働してコミュニティビジネスに取り組む、あるいは地域住民組織とともにコミュニティビジネスを結成して地域福祉活動に取り組むことができるよう、事業者と既存の地域福祉活動との連携を支援していきます。
- ◆ そのため、地域情報の提供、リーダーを含む人材の養成、拠点整備など系統的な支援を行います。
- ◆ 生活支援サービスの充実を図るため、事業者との協働により地域の生活支援のニーズを把握し、また、生活支援サービスの担い手を確保する取組みを進めます。
- ◆ これらの取組みを進め、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していきます。

② 多様な働き方の確保

《現状と課題》

- ◇ 地域には障がい者をはじめ、就労に一定の配慮が必要な人や、子育てによって就労に制約がある人など、就労を希望しながらも機会を得られていない人がいます。
- ◇ 長期にわたるひきこもりの経験など様々な理由で直ちに一般的な仕事に就くことが難しい人がいます。
- ◇ 仕事に就いている人にとっても、仕事と子育ての両立問題、仕事と介護の両立問題、仕事と疾病の治療の両立問題など「しごと」と生活の両立問題で悩んでいる人も少なくありません。
- ◇ 地域には、一般的な就労ではなくとも、生きがいを求めて社会参加したい、その際にはわずかでも対価が得られればなお良い、という考えの人もいます。
- ◇ 生計を支える「しごと」の他に、利用する側と担う側の双方向性を大切な価値として認め合い、役割・生きがいにも通じる社会とのつながりをつくる「しごと」があります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 市では、若者・ひとり親・高齢者・障がい者・生活困窮者など、施策別にそれぞれの対象者に寄り添えるように、またその能力や適性に応じた就労支援を行っています。今後も対象者に応じた就労支援がより効果的に充実するよう、関係部局間の連携強化を図り、あらゆる対象者の就業機会の拡大に努めていきます。
- ◆ 企業・NPO・社会福祉法人等の協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、あるいは訓練の場である「中間的就労」を展開し、対象者が自信やスキルを身に着け、不安を少しずつ克服し、一般就労に向かったり地域社会とつながることを目指します。
- ◆ 表彰制度や事業所訪問などにより、企業に対してワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、市民・事業者・行政が一体となって「しごと」と生活が両立できる環境整備に取り組んでいきます。
- ◆ 経済界・労働界・教育界・NPO・行政などの各界で構成する「神戸ワーク・ネットワーク（就業促進連絡会議）」において就業に係る様々な課題や取り組むべき事項について検討し、就業環境の向上を図ります。
- ◆ 地域に貢献しつつ謝礼程度の収入が得られる「しごと」の創出により、短期間・短時間といった個人のライフスタイルに合わせた働き方を確保していきます。
- ◆ 地元企業・社会福祉法人・商店街・近隣センターなど身近な場所に「しごと」の提供を呼びかけ、就労に際して一定の配慮を要する人も役割・生きがいをもてる働き方を確保します。

コラム

「居場所」づくり

地域には様々な居場所があり、参加する市民にとって情報収集・交換、悩みの共有や、仲間づくりができるなどの役割を果たしています。

地域で孤立しないため、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも重要な役割を果たしています。

施策別にも居場所の充実が求められており、ライフステージに応じて居場所機能が途切れない仕組み、課題の変化に応じた多様な居場所づくりが必要とされています。

【主な居場所機能】

高齢者	地域福祉センター（給食会など）、住宅等の集会所（趣味活動など）、デイサービスセンター等通所場所など
障がい者	地域活動支援センター、放課後等デイサービスなど
子ども・親子・青少年等	地域子育て支援センター、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、学童保育、放課後等デイサービス、児童館、総合児童センター、地域福祉センター（子育てサークルなど）、つどいのひろば（大学等の連携）、ユースプラザまたはユースステーション、児童館などの空き時間を活用した利用、青少年会館、フリースクールなど

このほかにも、NPO等による生活困窮者の居場所や、マイノリティと称される人の居場所など、「居場所」づくりの多様な取組みが行われています。



大学と連携した子育て支援事業として、市内の大学等8か所に、乳幼児が自由に遊べるスペースを設けています。親子が気軽に集い、交流できる子育て支援の場を提供し、大学の特色を生かした子育て支援に関する講習のほか、子育てに不安や疑問を持つ保護者に対する相談や援助、情報提供等も行っています。

コラム

「神戸いのち大切プラン」

市では、国が定める「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、「神戸いのち大切プラン」を策定し、①普及啓発の重点的实施、②相談機関の充実と地域連携体制の強化、③こころの健康づくりの推進、④遺族支援対策、を4つの柱として取組みを進めています。

総合的な自殺対策を推進し、市民一人ひとりが命の大切さや自殺に関する理解を深め、関係団体や相談機関と協働し、「身近で悩む人をみんなで支えあう、生きやすいまち・神戸」の実現を目指しています。

誰もが誰かのゲートキーパー（命の門番）として寄り添い、支えあえるよう、ゲートキーパーの養成に取り組むとともに、「自殺予防とこころの健康電話相談」を開設し、相談者の悩みを聴き、必要な支援機関を紹介したり、相談支援機関との連携を図っています。

また、うつ病治療を行う登録かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医（精神科医）を紹介する「神戸G-Pネットワーク」を構築しています。

神戸市での自殺の要因（平成26年警察庁統計）

